

令和3年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和3年2月10日 開会

令和3年2月10日 閉会

富士宮市農業委員会

令和3年2月10日午後1時富士宮市農業委員会会長望月三千夫は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 17名

#### 農業委員出席委員

1番 佐野 芳 弘	2番 宮 島 孝 子	3番 遠 藤 恒 男
4番 望 月 三千夫	5番 赤 池 勝	6番 佐 野 正
8番 石 川 邦 彦	9番 佐 野 公 洋	10番 松 下 善 洋
11番 村 松 義 正	12番 植 松 眞 二	14番 石 川 嘉 章
15番 朝比奈 美 芳	16番 杉 浦 徳 子	17番 植 竹 繁
18番 後 藤 文 隆	19番 松 永 孝 男	

#### 欠席委員

7番 千頭和 栄 一 13番 齊 藤 学

#### 農地利用最適化推進委員出席委員

1番 佐野 俊 英	2番 塩 川 金 彦	3番 佐野 三 男
5番 佐野 均	6番 村 松 慎 一	7番 土 井 一 彦
8番 加 藤 文 男	9番 望 月 義 雄	10番 有 賀 文 彦
11番 鈴 木 四 郎	12番 佐 野 強	13番 近 藤 雅 隆

#### 欠席委員

4番 遠 藤 光 浩

#### 事務局職員

(併) 事務局長	中 野 信 男	次長兼振興係長	望 月 伸 浩
主任 主 査	深 川 亮	主 査	伊 藤 孝 彦
主 事	大 瀧 美 緒		

#### 議長 会長 望月三千夫

立春が過ぎましたが、特に今朝は大分冷え込みました。本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、静岡県では県独自で感染拡大緊急警報が解除されましたが、まだ10都道府県では緊急事態宣言が延長され、まだまだ予断を許さない状況であります。本日の会議につきましても通常どおり進めさせていただきます。なお、感染症対策として、発言等については簡潔にし、短時間での会議の進行を御協力ください。

会議に入る前に、7番 千頭和栄一委員、13番 齊藤学委員から本日の会議に欠席する旨の申出がありましたので御報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、令和3年1月12日から令和3年2月9日までの間における農地法の規定による申請（届出）について取下・取消願の処理状況を事務局に報告させます。

事務局 深川主任主査

本日配付しました農地法の規定による申請（届出）について取下・取消願の処理状況を御覧ください。

第1項、星山■■■■の内、畑1. 79平方メートルにつきまして、令和2年10月12日、申請者は営農型太陽光発電設備（一時転用）を目的とした農地法第4条許可決定がなされましたが、都合により取消願が提出されました。なお、本総会に改めて再第4条許可申請が提出されております。

報告は以上です。

議長

処理状況でありますので、報告とさせていただきます。

それでは、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日と決定したいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は、1番 佐野芳弘委員、2番 宮島孝子委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって会議録署名人に、1番 佐野芳弘委員、2番 宮島孝子委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり報第7号から議第12号です。

初めに、報第7号から報第12号まで一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和2年12月21日から令和3年1月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページから5ページを御覧ください。

報第7号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が10件提出されました。

続きまして、議案の6ページを御覧ください。

報第8号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が3件提出されました。

続きまして、議案の7ページを御覧ください。

報第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、2件の届出が受理されました。

続きまして、議案の8ページを御覧ください。

報第10号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする、農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、3件の届出を受理しました。

続きまして、議案の9ページから11ページを御覧ください。

報第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、9件の届出を受理しました。

続きまして、議案の12ページを御覧ください。

報第12号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画について認可する通知を受けたので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借で認可を受けた者が3件ありました。

報告については、以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。よって、報第7号から報第12号まで報告済みといたします。

議第6号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 伊藤主査

議案の13ページを御覧ください。

議第6号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

第1項から第3項まで、同一受人の案件ですので、一括して説明します。

別冊航空写真1ページ及び2ページを御覧ください。

申請地は、富士フィルム富士宮工場の西及び淀師のヤマト運輸の北東に位置する農地です。受人■■■■さんと渡人■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんとの使用貸借契約です。野菜を栽培する計画です。受人は現在78歳で農機具は自己所有しており、稼働人員は1名です。耕作面積は許可後3,191平方メートルです。

以上、第1項から第3項の申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員からの調査報告をお願いします。

15番 朝比奈美芳委員

ただいま審議中の第1項、第2項及び第3項について同一受人ということから、一括して私から報告いたします。

現地確認を2月5日の午前10時から事務局の伊藤さん、農業委員の石川さん、そして受人、私の4人で実施いたしました。

詳細の内容につきましては、先ほど事務局から御報告があったとおりです。

現地確認の結果、中里のほう、第1項第2項、そして第3項の2か所あるうち1か所はいつでも耕作できるようになっていました。第3項のほかのもう一部は周囲に柿の木があってそれを剪定してこれから耕作するというような状態で、やる気満々というような状況です。該当農地はこれから近いうちに耕すということです。

以上、第1項から第3項とも、3条許可申請書及び現地周辺との関係も問題ありません。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第6号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第6号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第7号 農地法第4条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の14ページを御覧ください。

議第7号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求めます。

第1項及び別冊航空写真3ページを御覧ください。

上井出■■■■、畑242平方メートルほか1筆、計488平方メートルにつきまして、申請人が太陽光発電設備に転用したく申請するものです。

申請人が所有する申請地は平成17年に時効取得により取得したものです。現在は仕事があり維持管理しかできず、今後も年齢的に耕作は難しいため今回の申請に至ったものです。

申請地は、特別養護老人ホームしらいとから北西約200メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。敷地内には防草シートを敷き、周囲をフェンスで囲い、パネルの角度など周囲に影響のないように配慮して設置します。

続きまして、第2項、星山■■■■の内、畑2. 29平方メートルにつきまして、申請人が支柱部分面積を営農型太陽光発電設備に一時転用したいというものです。

申請地は、先ほど報告した取消願の案件で、茶畑の上に営農型太陽光発電設備を設置するという内容で令和2年10月12日許可を受け、設置に向けて準備をしていました。しかし、同年12月23日に市の道路課により道路拡幅のため境界の確認調査を行ったところ、申請地の面積が縮小され営農型太陽光発電設備を7メートルほど後退させる必要がある事がわかりました。乗用型茶園管理機の旋回させる広さ等を考慮すると作付できる面積がさらに減少し収益性を満たせなくなるため、再検討をするに至りました。

申請者は以前よりお茶の収益が減少してきており、ほかの作物との両立も考えていたため、繁忙期が重ならず日光を遮断するなど営農型のパネルが有効であり高収益が見込めるブドウが適していることから今回の申請に至りました。

申請地は星山ニュータウン向かいに位置する農用地です。

審査したところ、ほかに代替性のある土地はなく、転用期間中も耕作を継続すると認められることや、ブドウ栽培の実績はないものの、昨年、長野県にあるブドウ栽培の営農型パネル事業の先進地を訪問し、作付から収穫までの研修や実践を行い、今後も相談役としてアドバイスを受けられる環境であること、また支柱は容易に撤去が可能であり、面積も必要最小限と認められること、下部の農地での効率的な営農が認められなくなった際に、設備の撤去に必要な資力、信用が認められることなどから許可相当と判断しました。

平成30年5月15日付、農振第78号による支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについてにより、認定農業者により設置されるこの案件が承認された場合は、一時転用期間は10年以内となりますが、本市でのブドウ栽培の実績がないため、今回の転用期間は3年間としました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員からの調査報告をお願いします。

#### 12番 植松眞二委員

ただいま審議中の第1項について報告いたします。

2月2日、申請人、事務局2名、私と4名で現地を見に行きました。内容等は事務局が説明したとおりであります。規模も小さく、区長及び住民への説明も終わり、設置場所周囲への農地に影響はなく、計画内容も申請のとおりであり、問題ありませんので御審議のほどよろしく願いいたします。

#### 18番 後藤文隆委員

ただいま審議中の第2項の調査結果について報告します。

2月8日午後2時、事務局深川さん、伊藤さん、申請人と私の4人で現地で会い、話を聞き、調査確認しました。

申請地は道路拡幅に伴い、令和2年10月12日許可済みの営農型太陽光発電設備を後退させる必要が生じたため、主に営む茶の栽培に加え、許可済みの茶の栽培を取り下げ、ブドウの栽培に計画変更し、複合経営を目指すものです。

申請人はブドウの栽培を絶対に成功させると決意をしていますので、私も定期的に生育状況を調査していきたいと思います。

詳細は、先ほど事務局から説明のあったとおりです。周辺の農地にも影響がなく、申請書のとおり問題ありませんので御審議のほどお願いします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決をいたします。

議第7号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第7号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第8号、農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の15ページから16ページを御覧ください。

議第8号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真5ページを御覧ください。

星山■■■■、畑1, 163平方メートルほか2筆、計2, 716平方メートルにつきまして、受人が売買により植林に転用しようとするものです。受人は砂利製造販売業を営む法人で、平成26年より3年間の賃貸借による砂利採取の一時転用を行い、継続のため、平成29年に再度一時転用の許可を受けました。令和2年8月24日で期間終了により農地への復元をしましたが、既に山林化している部分も多く、さらに石や岩石の出る可能性があり農地としての活用は難しく、所有者からも高齢で維持管理は困難だという話を受け、周囲の環境に合わせて植林したく申請したものです。

申請地は富士宮ゴルフクラブから南東約500メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地です。敷地全体にやしやぶし823本を植林する計画で、資金は自己資金により確保されており、周囲に影響がないように植林します。

続きまして、第2項及び別冊航空写真同じく5ページを御覧ください。

星山■■■■、畑128平方メートルほか3筆、計2, 579平方メートルにつきまして、受人が売買により資材置場に転用しようとするものです。受人は第1項と同一で、前項で説明の通り一時転用にて砂利採取事業を行ってきましたが、この転用期間で大量に搬出した不用な石や岩石置き場、作業用車両置き場、作業場として隣接地を令和2年9月に転用しました。しかし、予想以上に出土した石や岩石の量が多く、置き場と作業場が不足したことから資材置き場の増設が必要となりました。また、所有者も高齢で耕作は難しいとのこともあり、今回の申請に至ったものです。

申請地は小集団の生産性の低い第2種農地で、資金は自己資金により確保されており、周囲に

影響がないように設置いたします。

続きまして、第3項及び別冊航空写真6ページを御覧ください。

青木■■■■の内、田0.11平方メートルほか1筆、計0.28平方メートルにつきまして、受人が営農型太陽光発電設備を設置の支柱部分に一時転用しようとするもので、令和2年1月10日に転用許可を得ておりますが、1年間の一時転用期間が終了するのにあたり、事情により先月の総会で申請することができず、今月改めて申請に至ったものです。

申請地は先照寺の北約400メートルに位置する農用地区域にある農地にあります。審査したところ、1年間の営農状況につきましては、前年の地区農業委員さんの意見などを参考に改善できるところは取り入れ、前年単収に比べ今年度は増加しております。地域の平均的反収の80%には達していませんが、平成30年5月15日付、農振第78号支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備について農地転用許可制度上の取扱いについてにより、その事情、その期間における営農状況を十分勘案して総合的に判断するものとされており、家庭の事情により耕作を始めて5年という期間を考慮し、申請者自らが責任を持って耕作をし、今年度の実績からも努力していることが認められることや、改善が見られなかった場合には撤去するという念書を提出していることから、転用期間を3年間とし、許可が相当と判断いたしました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、3項について担当委員からの調査報告をお願いします。

14番 石川嘉章委員

ただいま審議中の第3項の調査結果について報告します。

2月5日、申請人、事務局2名、石川邦彦委員と私の5名にて現地にて会い、話を聞きました。ソーラー発電を行いながら水稻栽培をしています。西側が山であり、条件が良くないところでの事業ですが、病気の父親に代わって申請人が慣れない中での作業ですが、周辺の草取り等しっかり行ってあり、去年は1年間の許可でしたが今年は3年間になりました。周辺の農地にも影響なく申請書どおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくをお願いします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

2番 宮島孝子委員

1項の植林の関係なんですけど、やしゃぶしを植林するという何か意味合いがあるのかというのと、分からない知らない名前だったものですから検索して調べてみたら、やしゃぶしの実を水槽に入れると浄化されるとかということもあるんですけど、花が花粉症のアレルギーになりやすくなるとかいろんなことが書いてあったんですけども、その辺のところはどうなんでしょうか。

事務局 深川主任主査

周囲の環境に合わせてやしゃぶしを選定しているということですので、花粉の影響については分かりかねますけれども、周囲の環境に合わせたものを植林したいということなので、この選定になったものと思います。

2番 宮島孝子委員

大きなニュータウンなんですよね。これ見ると。花粉症の方にとっては大変なことで。

18番 後藤文隆委員

この現地は団地があってちょっと西へ行ったらちょっと高くなっているんです。周りはヒノキと

杉。だからむしろヒノキとか杉の花粉がひどいと思います。

議長

私から一言。やしゃぶしは昔から県も市もいわゆるのり面、斜面につきましては大体やしゃぶしを植えるのを推奨していたんです。根張りがほかのものよりいいので、そういうわけでやしゃぶしを植えたと思います。

ほかにはございませんか。

〔挙手なし〕

議長

それでは質疑なしと認めます。

採決に移ります。

議第8号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第8号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明させます。

事務局 深川主任主査

議案の17ページ、18ページ及び航空写真の7ページを御覧ください。

1か所、訂正をお願いいたします。

議案の第1項から第4項の転用事情欄の全体計画面積が8,230.32平方メートルとなっていますが、8,209.07平方メートルの誤りであります。訂正をお願いいたします。

議第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

なお、本件にかかる静岡県農業委員会ネットワーク機構から許可相当の答申があった場合において農業委員会会長が許可の処分をする。

第1項から第4項まで、工場敷地として一体利用であるため、併せて説明いたします。

第1項から第4項、山宮■■■■、畑241平方メートルほか4筆、農地の合計面積7,139平方メートル、農地以外を含めた全体計画面積が8,209.07平方メートルにつきまして、受人が工場敷地として転用するものです。

受人は天然水などの卸販売業を主に営む富士市を拠点に置く法人です。以前より、ウォーターサーバーの需要が高まり、ボトル製造から出荷までを一元化した工場の建設を計画し工場用地を探しておりました。本申請地は広い敷地で交通の便も良いなどの条件に合致しており最適地と判断し、売買により取得し申請するものです。申請敷地に県道富士宮富士公園線より幅10メートルの出入り口を設け、中央に工場及びテント倉庫を建設し、北側と東側には緑地を設けます。また、西側に調整池を設置し、従業員及び来客用駐車場を確保する計画です。

申請地は山宮工業団地から西へ約500メートルに位置する小集団の第2種農地に該当します。資金は融資により確保されており、富士宮市土地利用事業承認済みで開発行為許可も2月中旬に下りる見込みであります。敷地内の官地は所有権移転後に手続きをします。近隣への説明は済んでおり、被害防除措置を行い、周辺に影響がないよう配慮し建設します。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員からの調査報告をお願いします。

5番 赤池勝委員

ただいま審議中の第1項から4項まで、同一案件のため一括して報告します。

2月3日午前9時30分、申請代理人、事務局職員2名、農業委員4名にて現地に集合して調査いたしました。申請書のとおり問題はありませので、御審議のほどよろしくをお願いします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは採決に移ります。

議第9号は原案のとおり処理することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

なお、この案件につきましては、県の農業会議の審議案件でありますこと、申し添えておきます。

御異議なしと認め、よって議第9号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第10号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 大瀧主事

議案の19ページを御覧ください。

議第10号 非農地証明申請の審議について

第1項及び航空写真8ページを御覧ください。

申請地は青木■■■■、畑366平方メートルで上野幼稚園の南東に位置する農地です。

平成2年月日不詳、申請人の先代が耕作不向きのため放棄し、以後山林化したものです。申請地周辺は山林で、仮に農地として復元しても継続的な営農は困難であり、非農地として扱って差し支えないと思われま。なお、申請地は青木ですが、下条との境の青木側からは侵入できない場所にあり、また現所有者が下条在住ということで今回現地調査は上野地区担当の齊藤学委員立会いの下行いました。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。

御質疑ございませるか。

事務局 大瀧主事

すみませ、齊藤学委員からの調査報告を預かっているので、事務局で代読させていただいていいですか。

議長

お願いします。

事務局 大瀧主事

代読させていただきます。

ただいま審議中の第1項の調査結果について報告します。

2月4日午前9時に現地にて事務局2名と申請人より説明を受けました。申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどお願いします。

以上です。

議長

それでは、改めまして質疑を許します。

御質疑のある方、挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは採決に移ります。

議第10号は原案のとおり処理することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第10号は原案のとおり処理することに決定されました。

議第11号 非農地通知の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び今後の事務の流れを含み説明をお願いします。

事務局 望月次長兼振興係長

それでは、議案の20ページを御覧ください。

議第11号 非農地通知の審議について

農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により、次の農地が農地法第2条第1項に該当しないものとして審議を求める。

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、農地法第30条の利用状況調査荒廃農地のうちの発生状況調査によりまして、21ページから24ページに掲げる農地につきまして、農地法第2条第1項に該当しないということで、いわゆる農地に該当しないということで判断をお願いするところでございます。

総面積としましては、6万8,900.87平方メートル、筆数としまして111筆、所有者数としまして84人ということになります。この非農地通知につきましては、既に森林の様相を呈していて、農地として復元することが困難な土地ということで、昨年8月から10月にかけて、農業委員さん、推進委員さんで農地パトロールを実施していただいた結果に基づいて本日、議案として上げさせていただいております。いわゆる農地パトロールにおいて赤判定とされた農地につきまして、事務局でもその後、再度航空写真や場合によっては現地を確認しまして、既に周囲も山林化しているというような農地につきまして、農地でないという判断をさせていただきました。

なお、農地でないと判断され、本日議決をいただいた後、農地台帳から削除するとともに、土地所有者に対して非農地通知書を送り、法務局への登記の地目変更手続をお願いすることになります。登記の地目変更手続につきましては、土地の所有者が法務局のほうへ手続をしていただく

ことになります。

私からの説明は以上です。

議長

今の最後のほうですが、いわゆる事務局で農地台帳から削除しまして、それから非農地通知ということで法務局に出向いて農地でないということを申請してもらうわけですね。そういうことがございますから。

それから、私は北山ですが、北山も今日3人いますけど、もっとあったような、どういうわけでこれだけですか。

事務局 望月次長兼振興係長

皆さんにパトロールしてもらって赤判定をつけていただいた土地につきまして、いわゆる青地の農地、農振農用地につきましても外すことはできるんですけども、事業投資したような土地につきましては非農地通知を行うにあたりまして、関係機関、県の農林事務所とか農業政策課とも協議をした結果、承諾を得られた土地のみに非農地通知をするものですから、皆様方が見ていただいて山林化していても事情があつて非農地判断をすることができない土地の中にはあります。ですので、必ずしも皆様方に判断していただいた農地がこの非農地通知に該当するかというと、そうではない土地もあるということで御了承をしていただきたいと思います。

議長

こういうことは続けて3年ぐらいおかしいなということを私も思っているわけです。今言った農林との云々で分かりませんが、そういうのはできるだけ非農地証明で今後扱ってもらいたいです。ほかのところも恐らくあろうかと思うんです。そういうわけで、よろしく対応お願いします。

ほかに、御質疑のある方いますか。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは採決に移ります。

議第11号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第11号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第12号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 伊藤主査

議案の25ページを御覧ください。

議第12号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

別紙農用地利用集積計画(案)について説明します。

2枚めくっていただきまして、農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数5人、利用権を設定する者の数14人、利用権を設定する農用地の面積は計6万2,718平方メートルです。

利用権の内容について説明します。

1枚めくっていただきまして、4ページを御覧ください。第1項から第14項まで全て中間管理事業になります。

第1項及び別冊航空写真9ページを御覧ください。

申請地は大鹿窪で、青木共和コンクリートの南に位置する農地です。大鹿窪の■■■■さんへの使用貸借権設定で、水稻の栽培、10年、新規になります。移転後経営面積は7,325平方メートルになります。

続きまして、第2項及び第3項は借主が同一の案件です。一括して説明します。

航空写真は10ページを御覧ください。

申請地は根原で、富士丘公民館の西に位置する農地になります。根原の■■■■さんへの使用貸借権設定で、飼料作物の栽培、10年、新規になります。移転後経営面積は13万9,990平方メートルになります。

続きまして、第4項及び航空写真11ページを御覧ください。

申請地は上柚野でニッピ芝川工場の東に位置する農地になります。上柚野の■■■■さんへの使用貸借権設定で、水稻の栽培、10年、新規になります。移転後経営面積は8,927平方メートルになります。

続きまして、第5項及び航空写真12ページを御覧ください。

申請地は粟倉で、神成グラウンドの南東に位置する農地になります。静岡市葵区の株式会社■■■■への使用貸借権設定で、花木の栽培、10年、新規になります。移転後経営面積は2万4,880平方メートルになります。

続きまして、第6項から第14項につきましては、借主が同一の案件ですので一括して説明します。

航空写真は13ページを御覧ください。

申請地はミニストップ杉田店の北に位置する農地3か所、航空写真14ページのケアホーム陽だまりの家の南に位置する農地2か所、航空写真15ページのミニストップ杉田店の南に位置する農地3か所及び航空写真16ページの根南中の北に位置する農地になります。杉田の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、全て10年、新規になります。移転後経営面積は5万5,180.53平方メートルになります。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは質疑を許します。

御質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは採決に移ります。

議第12号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第12号は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、処理することに決定いたしました。

これをもちまして本日の日程は全て終了いたしました。ここで協議事項として農地法施行規則第17条第2項の適用による別段の面積取扱基準、農地法施行規則第17条第2項の適用による別段の面積及び区域の指定事務処理要領について、事務局から説明を求めます。

なお、この案件は1月の総会で承認された決定事項であることを申し添えます。

事務局 伊藤主査

先月、取扱方針ということで皆さんに御審議いただきまして、その後、会長のほうから市長にその旨を報告させていただきました。そこで、市長のほうは翌日に定例記者会見を控えておられまして、そこで報道発表したいというようなことがございまして、市長の定例記者会見でこの件について発表させていただきました。それから6紙にこの件を取り上げていただきまして、結構今日までいろいろ問合せが殺到しております。詳細については3月、広報とかホームページ等でお知らせしますというようなことでお答えしているんですけども、1アールから農家資格をもらえるものだということで、皆さんがちょっと勘違いされるケースがあるものですから、詳細を皆さんに考えていただいて3月には公にしたいと思っておりますので、説明のほうをさせていただきます。

さきに送付させていただいております、農地法施行規則第17条第2項の適用による別段の面積取扱基準を御覧ください。

初めに、第1条についてです。本案の趣旨は第1条に規定するとおり、農地法施行規則第17条第2項の別段の面積の取扱いに関し、必要な事項を定めるものであります。

次に、第2条は定義です。この基準の中でよく使われる用語について、解釈上の疑義をなくすために規定をしております。

続いて、第3条の設定面積、第4条の適用条件、及び第5条の指定することができない農地につきましては、先月の総会に諮りました取扱方針をそのまま採用しておりますので省略します。

続きまして、第6条、申請等についてです。本条は別段の面積及び区域を指定する場合の手続等を規定しております。第1項で別段面積及び区域の指定を受けようとする場合は、農業委員会への申請を義務付け、その際の様式を規定しております。指定した農地の権利を取得するには別途、3条許可申請が必要になりますが、第2項では通常の3条に加えて提出する書類を規定しております。

次に第7条、現地調査です。本条では申請があった場合に当該申請地及び周辺農地について現地調査を行うこと、その調査結果を記録する様式を規定しております。

次に第8条、指定の解除です。本条では各号のいずれかに該当する場合には、指定の解除をするという規定になっております。

次に第9条、指定及び指定解除の方法です。指定または指定の解除をするときは総会の決定を経るものとします。

次に第10条、告示です。告示とは法令などの規定に基づいて決定した事項を公式に広く一般の人に知らせる行為になります。本条はその告示行為についての規定になります。

次に第11条、許可後の調査及び指導です。本条第1項は、農業委員会が農地の権利取得後における利用状況について、適宜調査を行うという規定です。第2項は、適正に耕作されていない

またはされる見込みがない場合には、農業委員会が指導を行うという規定になっております。

次に第12条、委任です。本条は事務処理要領への委任の規定であります。

附則です。附則では施行日を令和3年4月1日からとし、本取扱基準の適用関係として施行日以降の決定分から対象とすることを明確にするための規定を盛り込みました。

次のページは、様式となっております。様式第1号は別段の面積及び区域の指定申請書。様式第2号は、取得農地を3年以上継続して耕作する旨の誓約書。様式第3号は、別段の面積及び区域の指定申請調査書となっております。

次に、農地法施行規則第17条第2項の適用による別段の面積及び区域の指定事務処理要領について説明します。

実際に事務処理をする上での具体的な処理方法、処理基準などをまとめたものになります。第1条は趣旨を規定しております。第2条は指定申請ができるものとして、申請農地を耕作しようとするものとししました。第3条は、指定申請の手続について、必要書類、提出期日について規定しております。第4条から第6条は、審査の流れについて規定しております。申請書が提出されたときは、他の案件と同様に事務局で書類の審査を行います。現地調査も同様に総会前に農業委員、推進委員と共に現地調査を実施し、総会では担当農業委員から報告をしていただくこととなります。現地調査では、農地パトロールの要領に従って遊休農地であるかどうかを見ていただきます。

次に、第7条は告示の方法、県知事への通知について規定しております。第8条は委任規定であります。附則ではこちらも施行日を令和3年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

議長

1、2点確認したいんですが、まずいわゆる農家としては認めませんよということでもいいかな。それから今まで問合せが何件くらいあったか。そして農業関係じゃなくて市全体でこれをどう見ているかということ。その3点。

事務局 伊藤主査

まず農家資格というものは実際にはなくて、よく言われているのが農地を買うための資格という要件とか、農家住宅を建てるための要件であるというところで農家資格があるのかなんていう問合せがあるんですけども、そのどちらにもこの取扱いは適用しないということになります。なので、たとえば農家住宅ですと1,000平方メートル以上耕作していること。そして農地を取得する場合には3,000平方メートルを耕作しているということが条件になりますが、この場合の農家資格が与えられるものではないということになります。

議長

今まで問合せが何件くらいあったか。

事務局 伊藤主査

たくさんあって、他市町の農業委員会事務局とか一般の方で二人ほどですか、それから行政書士の方であるとか不動産関係の方からも問合せをいただいております。

議長

これは、香川県のある町ではすでに別段面積が設置されまして、主な目的は今コロナの関係で定住・移住、PRの一つとして我が富士宮市も市長はどんな考えか分かりませんが、その点も含んでいるんじゃないかと思うわけです。ただし、昔から言う、昔は4反歩以上、平成29年に

変わりましたね3反歩、というのが基本でありますけど、農家という規定はないけど、一応そういうことのでございますので、もし一般の方に聞かれたらこれで俺は農家になったということになるといろいろ差し支えがございますけれど、そんなことを説明に入っているわけです。

それでは、ただいまの事務局から説明ありましたが、御質疑等ございませんか。

17番 植竹繁委員

親が二人とも亡くなって息子が相続したんですけども、その息子二人が農家をやる気がないと。これを何とか誰か買って欲しくないかという話がありまして、今言われている話を例えば役所へ相談するように伝えましたが、どういう形でどういうふうになるかということが、要するに売る相手はこういうことかということとか、ぜひそういうところは役所のほうへ振りますので、ぜひ協力をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長

私から一応答えますけど、売買につきましては市のほうで農業委員会としてもああしなさい、こうしなさいとは言えないです。あくまでもこれは民法上の問題ですから。ですので、ある程度問い合わせればこの土地は実際に売れるのか、使えるのか、使用貸借もありますので、その点あくまでも私は兄弟で二人ともいいわと言っても市のほうでも今、空き地は取りませんので、一応そういうことがあればある程度不動産を知っている方に相談にいつてくればいいと思います。市の農業委員に聞いても答えが出ませんので。

事務局 望月次長兼振興係長

先ほど植竹委員さんの御質問について、相続については農地を取得できるんですけど、その後の取扱いに困るという話は私どものほうへ相談はよくきます。ですので、市のほうでは農地のあつせんということもやっておりますので、とりあえず植竹さんのおっしゃるように市のほうに御相談をという話で結構だと思います。また、それ以降においては皆様方の御協力をお願いするかもしれませんが、とりあえずの入り口としてはそんな感じがいいかと思います。ただ、必ずしも新たな担い手を探せるかどうかというのは難しいです。植竹さんがおっしゃられる地域だと恐らく開拓地域だと一つの農地がとても広いので、先ほどの下限面積の特例にも当たらないかと思うので、こういう土地につきましては何か担い手への集積が可能かどうかというところでまた農業委員さん、推進委員さんの御協力をお願いすると思っておりますけども、よろしく申し上げます。

以上です。

議長

ほかにはございませんか。

農地利用最適化推進委員 12番 佐野強委員

あつせん農地の申出書でもいいでしょ。

事務局 望月次長兼振興係長

はい。

農地利用最適化推進委員 12番 佐野強委員

分かりました、すみません。

議長

ほかに。

農地利用最適化推進委員 6番 村松慎一委員

今、農地法施行第17条の2項の中で、設定面積というのがあったと思うんですけど、その中

に区域の指定とありますよね。この指定というのは何をもちいてその地区を指定する、どういう形で指定するのかと。それと、その指定された地域の中でおおむね10%を超える遊休農地があった場合は1アールでも農業ができるということになっているみたいですけど、地域の指定とか1団の面積の10%、そういう部分をどういう形で出すのか。

事務局 伊藤主査

まず、定義のところの3号に、一団の農地というところの定義があるんですけども、山林・宅地・河川・高速自動車道等、農業機械が横断することができない土地により囲まれた集团的に存在する農地ということで、このようにあまりきっちり固まってまとまっているような農地はあまり富士宮市はないんですけども、大体このような視点でまとまりを探しまして、今私どものほうで使っているシステムで航空写真から簡単に計測する機能がついておりますので、それで全体のおおむねの面積を測りまして、その中にどれだけ耕作されていない土地があるかどうかを拾って、それが10%以上あれば相当程度存在する区域ということになります。その中の遊休農地を指定するように申請を上げてもらうんですけども、それを筆ごとに区域指定をしていくと。それが10アール未満です。指定したものは下限面積が1アールになるんですけども、最大で10アールまでということになっております。

議長

そういうことでございます。よろしゅうございますか。

農地利用最適化推進委員6番 村松慎一委員

どこがという、例えば富士宮北部地区が全体がそういう中の指定される区域になるのか。その北部地区の半分が指定区域になるのかというのはそれはまだ。

事務局 伊藤主査

分らないです。

農地利用最適化推進委員6番 村松慎一委員

ケース・バイ・ケースですね、分かりました。

議長

現時的には、青地があると全部、農用地区域はすべて駄目になります。

ほかにはございませんか。

農地利用最適化推進委員6番 村松慎一委員

もう1点いいですか。

市街化の農地を売買する、一般的には5条届出というのは一般的だと思うんですけど、その方が言うには3条で買いたいということなんですけど。その方は農業資格がないんです。そういう場合において3条が適用できるのかどうかということなんですけど。

事務局 伊藤主査

その農地の周辺のまとまりの状況を確認して、その農地も含めて10%以上遊休農地化されていれば可能性としてはあると思います。市街化の場合ですと、農地の集団が小さい、小集団の農地がほとんどだと思いますので、その中でもう耕作されていない荒れ始めているようなところというと案外あるかもしれないというふうには思っております。

農地利用最適化推進委員6番 村松慎一委員

そうしますと、市街化の中の農地で耕作されている農地については3条は適用されないという、3条で買い求めることは不可能ということ。

事務局 伊藤主査

そこも耕作目的で取得されるのであれば3条になります。市街化区域ですと簡単に農地転用もできますので、その方が農家資格なくても例えば駐車場にして取得するとか、ほかに農地以外の利用を考えている場合には転用をして取得するという方法もありますので、そのどちらかの手続になろうかと思えます。

農地利用最適化推進委員6番 村松愼一委員

畑を耕作したいという目的らしいですが。そういう場合において。

事務局 伊藤主査

そうしましたら3条の申請になりますので、その土地が今言うこの規定に沿ってくればその方も取得できる可能性は出てくるんじゃないかと思えます。

農地利用最適化推進委員6番 村松愼一委員

農家資格云々は関係ないということ。

事務局 伊藤主査

はい。

農地利用最適化推進委員6番 村松愼一委員

分かりました。

議長

基本的には市街化区域と市街化調整区域、根本的に違う点があるわけです。まず、市街化区域は今2, 100ヘクタールか、あるはずですが、いわゆる何でも極端な話が、どうぞ建物を建ててくださいという区域なんです。調整区域は基本的に農業を守る。ですので農地法の厳しさがあって他法令もありますけど、市街化区域は一般の方が農地を買えるわけです。

よろしいですか。

昭和47年の12月16日か、線引きがありまして、そのときに市街化区域、市街化調整区域と決まりまして、当時は芝川、無指定で何でもいいという基本的にはあったわけですが、今は同じです。

ほかにはありませんか。

[挙手なし]

議長

それでは御質疑なしと認めます。

原案のとおり処理することといたします。

次回の農業委員総会は3月10日を予定しております。

以上をもちまして、令和3年2月富士宮市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時10分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長 望月三千夫

会議録署名人

1 番 佐野芳弘

会議録署名人

2 番 宮島孝子